

令和8年度海外展開支援助成金(海外新展開(現地渡航調査))

募集要項

公益財団法人ひょうご産業活性化センターでは、海外展開を進める企業がより強固な基盤の構築や各地域の課題解決に向けた新たなビジネス展開のための海外渡航調査費の一部を助成します。

※(公財)全国中小企業振興機関協会の中小企業地域資源活用等促進事業の助成金を一部活用しています。

【1】目的

海外展開を進める県内中小企業が行う、より強固な海外基盤の構築やカーボンニュートラル・脱炭素・SDGs 推進等の各地域の課題解決に向けた海外渡航調査費の一部を助成することで、海外での新たなビジネス展開を推進します。

【2】実施主体

公益財団法人ひょうご産業活性化センター(事務局:ひょうご海外ビジネスセンター)

【3】対象者

- (1) 兵庫県内の中小企業 ※
- (2) 兵庫県内の企業組合、協業組合、事業協同組合、商工組合、協同組合連合会、その他特別の法律により設立された組合及びその連合会
- (3) 上記(2)に類する任意団体で、理事長が特に認めたもの

なお、当該年度に申請できるのは、1企業(団体)あたり1件とする((2)、(3)の団体による申請の場合を含む)。

例 A市商工会議所が、会員であるB社・C社が渡航する事業について申請する場合、当該年度にB社単独で実施する別事業についての申請はできない。

また、同一企業又は組合等の内部の複数部門による同一年度の申請は認めない。

例 D社・食品部門と、D社・事務用品部門が、当該年度に同時に申請をすることはできない。また、E市商工会議所製造部会と同所食品部会が当該年度に同時に申請をすることはできない。

(注意事項)

※ 中小企業基本法第2条に該当する兵庫県内に本社を有する中小企業者。ただし、県税の未納がある企業、過去2回当助成金(ポストコロナ海外新展開支援事業助成金を含む)を交付された企業は除く。

※ 次のいずれかに該当する中小企業(以下、「みなし大企業」)は除く。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の 1/2 以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の 2/3 以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 1/2 以上を占めている法人

※ 次のいずれかに該当する者は除く。

- ・暴力団排除条例(平成 22 年兵庫県条例第 35 条)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団員
- ・暴力団排除条例施行規則(平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号)第 2 条各号に掲げる者

【4】 助成対象事業

これまでの海外展開に加えて、海外での新たな展開を検討するための以下の調査事業、及びカーボンニュートラル・脱炭素・SDGs等の地域課題解決に取り組むための以下の調査事業

① 販路開拓にかかる海外現地調査

- ・海外での販路開拓にかかる訪問調査や見本市・展示会への出展

② 拠点設立にかかる海外現地調査

- ・駐在員事務所・現地法人等の営業・開発・調達拠点や工場の設立を進めるための現地調査

③ 調達先開拓等にかかる海外現地調査

- ・新たな部材等調達候補先や生産委託候補先にかかる現地調査
- ・海外拠点における新たなビジネス環境への対応にかかる調査 等

販 路 開 拓	a リスク分散の観点から、新たなターゲット市場を見極めるための訪問調査・展示会出展 b 新たな商品開発や価格設定等の具体的な事項に関する現地販売代理店への訪問調査 c 新たなパートナー候補企業との面談 等
拠 点 設 立	a 新たな立地国・地域を選定するために幅広く現地情報を収集 b 新たに立地候補とする具体的工業団地の詳細調査(条件等の詳細、インフラ整備状況、周辺生活環境、行政手続サポートの有無等) c 新たな立地候補地における現地の職業訓練校や人材紹介企業等への訪問調査 等
調 達 先 開 拓 等	a 新たな部材等調達候補先や生産委託候補先の現地調査 b 海外拠点における新たなビジネス環境への対応に係る調査 等

※1 助成対象事業として申請できるのは、1 申請者について 1 件のみとする。

※2 当センターが募集する「海外展開支援助成金(現地渡航調査)」、或いは「海外展開支援助成金(越境 EC)」との併願はできない。

※3 同一の申請者が、同一又は類似の内容で本制度以外の国、地方自治体、その他支援機関等の経費的支援や委託を受ける事業については原則対象外とする。

※4 以下に該当する事業は除く。

- ・公序良俗に反する事業
- ・公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第121号)第2条により定める営業内容、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある場合等)

【5】助成対象経費

助成対象経費は、当助成事業に必要な経費として明確に区分できるもので、かつ裏付け書類によって、令和8年4月1日以降、事業終了迄に契約、発注、購入、納品、支払等を実施した金額・時期・内容等が確認できる次の事項に掲げる経費とします。

また、各経費の上限、対象範囲がありますので附属書類を必ず読んでおいて下さい。

- ※1 対象経費に該当するものでも、審査により対象外とすることや査定により減額することがある。
- ※2 本邦の消費税、国際観光旅客税は対象外とする。
- ※3 組合名で申請する場合、対象経費と認められるのは、組合名で実施した業務に限られる。
渡航費・宿泊費は、組合事務局職員もしくは組合業務に専従するため組合の費用で出張する者のみ認める。

- ・渡航費
- ・宿泊費
- ・通訳費
- ・翻訳費
- ・展示会出展費(展示会・見本市・商談会出展・参加料、会場装飾費、輸送費など)
- ・外部コンサルタント費
- ・その他理事長が必要と認める経費

※1 渡航回数は2回、渡航人数は1回の渡航につき3人までが対象

※2 事業終了までに終了する展示会が対象

【6】助成率・助成限度額

助成率： 助成対象経費の2分の1以内（1千円未満は切り捨て）

助成限度額： 100万円

【7】助成対象期間

令和8年4月1日(水)から、令和9年2月1日(月)まで

- ※1 令和9年2月1日(月)までに支払いを済ませ、領収書を手入すること。
口座振替等の場合も、この日までに振り替えられたものに限る。
- ※2 助成金交付決定日までに終了予定の事業は対象外とする。
- ※3 全ての助成対象経費の支払い完了をもって事業終了とする。

【8】 助成金の申請手続

申請者は、海外展開支援助成金(海外新展開(現地渡航調査))交付要綱に基づき、【12】(2)、(3)に定める事項をオンライン等により申請して下さい。

【9】 助成事業の選定基準・審査

評価要素は以下のとおりとし、審査委員会で書面審査、ヒアリング審査(対象者は出席必須)を行い、予算の範囲内で助成対象事業を選定します。

- ① 主体性
- ② 具体性
- ③ 実現可能性
- ④ 将来性
- ⑤ 新規性 (申請者における当該事業の新規性)
- ⑥ カーボンニュートラルや脱炭素、SDGs(※)等の地域課題解決への取り組み状況
(※)国際社会が2030年までに達成すべき17の目標(貧困撲滅、教育の確保、経済成長と働きがいの両立、不平等の是正、気候変動への対策など(別紙参照))。

【10】 助成金交付決定の通知

審査結果については申請者へ書面にて通知します(審査経過、審査結果の内容等についての問い合わせには応じられません)。

交付決定にあたっては、予算の都合上、申請金額から減額することがあります。

なお、万が一、申請書類内容の虚偽記載、申請者或いは申請事業が前述の【3】、【4】に記す助成対象に該当しないことが判明した場合は、採択後であっても採択を取り消すことがあります。

【11】 助成事業者の義務等

(1) 計画変更申請及び実績報告

- ① 交付決定を受けた後、内容を変更しようとする場合又は事業を中止しようとする場合は、事前に所定の様式で報告し、承認を得なければなりません。その際、計画変更が当初計画と同一性が認められないほど大幅なものとなった場合は、交付決定を取り消すことがあります。また、計画変更承認を得ずに行った計画外の活動にかかる費用は対象外となります。
なお、実施事業が採択された、或いは変更申請承認を受けた事業内容・計画から大幅に変更された場合は、助成できませんので、ご注意ください。
- ② 助成事業者は助成事業が終了したときは、助成事業実績報告書等関係書類を提出していただきます。本事業を終了した日から起算して30日を経過した日までに実績報告を提出しなければなりません。実績報告書の提出のない場合は、助成できませんので、ご注意ください。

(2) 助成金の支払

実績確認により、交付すべき助成金の額が確定した後、助成事業者に対して助成金の支

払いを行う精算払いとなります。

(3) 関係書類等の備付等

助成事業者は、助成事業完了後も、助成金交付年度の翌年度から5年間、関係書類を保存して下さい。

(4) 採択事業者名・事業名の公表

採択した助成事業者名及び事業名はホームページで公表します。

(5) 事業成果の公表への協力

助成事業者は、助成金交付後に当センターからの依頼に応じて、関連するアンケート調査への回答や、本事業による成果を報告していただきます。また、事業成果について、紙面や発表会等で報告を求めた場合、ご協力をお願いします。

【12】 応募方法

(1) 受付期間

令和8年4月3日(金)から 5月15日(金) 最終日 17時まで

(2) 申請方法

当センターのホームページの応募サイト、下記 URL からお申込み下さい。

https://www.hyogo-kaigai.jp/info_jyosei2026

オンラインでの申請が難しい場合は、当センターに書面での申請方法をご相談下さい。

(3) 申請に必要な書類データ

下記の書類データをご用意下さい。(フォーマットについては上記応募サイト参照)

オンラインでの提出が難しい場合は、当センターにご相談下さい。

- ① 申請費用見積の裏付け書類や金額の根拠となる資料
- ② 商業登記簿謄本等(直近の会社情報を反映したもの)
- ③ 県税に未納がないことを証する納税証明書
・県税(管轄の兵庫県県税事務所):一般用の納税証明書(税目…全税目(個人県民税及び地方消費税を除く))
- ④ 貸借対照表及び損益計算書(直近2期分)

応募された内容、添付書類データは、当助成金関連事務のみに使用します。

【13】 応募に関する問い合わせ・申請書の提出先

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通 5-1-14 神戸商工貿易センタービル 4階

公益財団法人ひょうご産業活性化センター ひょうご海外ビジネスセンター

TEL 078-271-8402 FAX 078-271-8403

E-Mail fs-hyogo@staff.hyogo-iic.ne.jp [URL] <https://www.hyogo-kaigai.jp>

【14】 参考:助成金交付までの流れ(予定)

